

社会福祉法人 友遊会

指定訪問介護・第一号訪問事業

ケアセンター亀はうす

重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービス（第一号訪問事業を含む。以下同じ。）の提供開始にあたり、当事業者が、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称	ケアセンター亀はうす
所在地	秋田市下北手松崎字岩瀬163-1
法人名称	社会福祉法人 友遊会
代表者名	理事長 稲庭 千弥子
管理者名	小川 亮
電話番号	018(837)2335（職員不在時 884-5025へ転送）
FAX番号	018(884)5026
指定訪問介護事業所番号	秋田県 0570110445号
通常のサービス提供実施地域	秋田市（旧河辺町、旧雄和町を除く）

2. 事業の目的と運営方針

＜事業の目的＞

ケアセンター亀はうすの職員が、介護保険法の理念に基づき、要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助致します。

＜運営方針＞

- (1) 要支援・要介護状態、事業対象者であるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助致します。
- (2) ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な訪問介護サービスを提供致します。
- (3) ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立った訪問介護サービスを提供致します。
- (4) サービス提供の実施に当たって、関係機関との連携を密にし、そのサービスの提供が総合的、かつ効果的に行われるよう努めます。
- (5) 訪問介護員の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

3. 事業所の職員体制

職 種（資格）	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者（介護福祉士）	1名		訪問介護管理業務、従事者兼務
サービス提供責任者 （介護福祉士）	3名		訪問介護計画の作成、身体介護・生活援助。 従事者兼務
従事者（介護福祉士）	7名		身体介護・生活援助。
従事者（介護職員基礎研修）			
従事者（ヘルパ-1級・実務者研修）	2名		
従事者（ヘルパ-2級・初任者研修）	1名		
事務職	名	1名	事務作業
計	14名	1名	

4. 営業日

営業日	月曜日～土曜日（日、祭日、年末年始を除く）
営業時間	8時30分から17時00分

ただし、利用者の希望により営業日時以外のサービス提供も可能とする。

5. 提供サービス

(1) 身体介護

- ・ 食事介助
- ・ 排泄介助
- ・ 衣類着脱の介助
- ・ 入浴、身体の清拭、洗髪の介助
- ・ 通院等の介助
- ・ その他必要な介護

(2) 生活援助

- ・ 調理
- ・ 衣類の洗濯、補修
- ・ 住居棟の掃除、整理整頓
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ 関係機関との連絡
- ・ その他必要な家事

(3) 相談及び助言

- ・ 生活、身上、介護に関する相談、助言
- ・ 住宅改良に関する相談、助言
- ・ その他必要な相談、助言

◎ 第一号訪問事業では、「身体介護」が必要な時はケアプランに自立支援・重度化防止に資する旨明記

第一号訪問事業のうち訪問型サービスA3は、「生活援助」のみサービス提供

6. 利用料

地域単価（秋田市）	1単位 10円
時間別単価	サービス内容説明書に記載

7. 苦情申立窓口

ご相談窓口	窓口担当者	小川 亮
ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
ご利用方法	電話	018(837)2335【不在時:018-884-5025転送】
	面接	ケアセンター亀はうす相談室

○処理手順

- ① 利用者の状況を詳細に把握する。
- ② 窓口担当者は、把握した状況を管理者及び職員とともに検討し、対応を決定する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行う。
- ④ 利用者へは、対応方法を含めた結果報告を必ず行う。

* 時間を要する内容であれば、その旨を翌日までに連絡する。

* 当事業所以外に、下記の相談室・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 秋田県健康福祉部長寿社会課 電話 018(860)1363
- ・ 秋田市介護保険課 電話 018(888)5674
- ・ 秋田市長寿福祉課 電話 018(888)5668
- ・ 秋田県国民健康保険団体連合会 電話 018(883)1550
- ・ 秋田県福祉サービス相談支援センター 電話 018(864)2726

8. 事故発生時の対応

- (1) 訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、担当する居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

9. 虐待防止のための措置

- (1) 虐待防止のための研修会を年1回以上実施する。
- (2) 虐待防止のための委員会を開催し、周知徹底を図る。

10. 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合は、時間や利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施する。

11. 業務継続計画(BCP)の策定に関する事項

- (1) 感染症や非常災害時において、訪問介護の提供を持続するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じる。
- (2) 業務継続計画について周知するとともに必要な研修等を実施する。

12. 感染症対策について

- (1) 感染症予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施する。

□ 事業者

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者 所在地 秋田市飯島道東一丁目5番1号
名称 社会福祉法人 友遊会 印
説明者 ケアセンター亀はうす
_____ 印

□ 利用者

私は、訪問介護サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

<代理人> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との関係 _____